

宿泊約款

第1条 適用範囲

1. ホテル甲子園(以下「当ホテル」という)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款の定めのない事項については法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申し込み

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名、登録住所及び電話番号
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 宿泊料金を当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、宿泊料金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第4条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

1. 宿泊の申し込みが、この宿泊約款によらないとき。
2. 満室により客室の余裕がないとき。
3. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
4. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団」という)
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
 - ハ 暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員

5. 宿泊しようとする者が、感染症であると明らかに認められるとき。
6. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
7. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
8. 宿泊しようとする者が、宿泊施設もしくは従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
9. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条 宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第6条 当ホテルの契約解除権

1. 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関して、法令の規定、公の秩序、もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力であるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。またかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
 - (5) 当ホテルが指定した場所以外での喫煙、客室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき、又は従業員の指示に従わないとき。
 - (6) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - (7) 天災、施設の故障等、やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
2. 前項第1号乃至第5号により宿泊契約が解除された場合、既払の宿泊料金は返還いたしません。また、宿泊料金が未払である場合には、宿泊料金相当額を違約金としてお支払いいただきます。また、その場合、以後の当ホテルの利用をお断りいたします。

第7条 宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2)日本国内に住所を有しない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
(パスポートの提示を求め、そのコピーをとらせていただきます)

(3)出発日及び出発予定時刻

(4) その他当ホテルが必要と認める事項

2.宿泊客が第11条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第8条 客室の使用時間

1.宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1)超過1時間につき、シングルルーム 1,200円(税込み)、ツインルーム 1,500円(税込み)

(2)最長で2時間までとします。

第9条 利用規則の遵守

1.宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

第10条 営業時間

1.当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示、客室内のインフォメーション等でご案内します。

(1)門限無し

(2)フロントサービス 24時間

(3)朝食会場 午前7時から 午前9時まで

2.前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条 料金の支払い

1.宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2.前項の宿泊料金等の支払いは、通貨(日本円に限ります)又は当ホテルが認めたクレジットカード、電子マネー決済等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3.当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当ホテルの責任

1.当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでな

いときは、この限りではありません。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

- 1.当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2.当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条 寄託物等の取り扱い

- 1.宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2.宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかった物について、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

- 1.宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
- 2.宿泊客がチェックアウトしたのちの手荷物又は携帯品は、当ホテルがあらかじめ承諾したときに限って責任をもって保管します。当ホテルがあらかじめ申し受けた手荷物又は携帯品の預かり期間に引き取りがないときは、故意に遺棄され所有権が放棄されたものとみなす取り扱いをさせていただきます。
- 3.当ホテルでは、物品の特性、保管スペース等の理由でお預かりできない場合があります。
- 4.宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときには、当ホテルは、必要に応じて当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、所有者が判明しない場合又は所有者によるお引き取りがない場合は、利用規則【2.その他ご注意いただきたいこと】第4項と同様にいたします。また、飲食物・雑誌並びにその他の廃棄物に類する物については、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
- 5.当ホテルでの拾得物を所有者にお渡しするにあたり費用が発生した場合、また処分費用が発生した場合は所有者に費用を負担していただきます。

第16条 駐車場の責任

- 1.宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、駐車の際の車両の誘導、並びに車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第17条 宿泊客の責任

1. 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

- (1) 客室キーの破損、紛失・・・鍵交換工事に要する費用全額を請求させていただきます。
- (2) ルームクリーニング、備品破損等・・・別途お見積もり後請求させていただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項及び第11条第1項関係)

宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料)
	追加料金	②飲食代(①に含まれるものを除く)及び 付帯施設の利用料金
	税金	③消費税等法令により規定される諸税

注(1) 基本宿泊料は当ホテルが提示する料金表によります。

- (2) 客室定員数を超えて、大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、小学生以下の方に限るものとし、ベッド1台につき1名様までとさせていただきます。
- (3) 添い寝のお子様にはタオル、枕はご用意できません。
- (4) お子様だけのベッド利用や中学生以上の方のご利用は、大人と同じ扱いになります。
- (5) ツインルームをシングルユース料金でご利用されるときは、添い寝のご利用はできません。2名利用時のツイン料金となります。

別表第2 違約金(第5条第2項関係)

契約申込室数/契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	14日前
一般	5室以下	100%	80%	40%	—
団体	6室以上	100%	100%	100%	100%

注(1) %は予約申込時の宿泊料金に対する違約金の比率です。

第18条 インターネット通信

1. 当ホテル内のインターネット通信の利用にあたっては、お客様自身の責任において行うものとし、システム障害その他の事由により予告なくサービスが中断又は終了することがあります。

2. インターネット通信利用中のシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果、お客様にいかなる損害が生じても、当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、当ホテルは一切責任を負いません。インターネット通信の利用に際し当ホテルが不適切と判断した行為により、当ホテル及び第三者に損害が見込まれる場合又は実際に生じた場合は、当該サービスの利用中止を求め、生じた損害については賠償していただきます。

【令和8年4月1日 一部改定】

変更：第8条2項(1)